

定額給付金

給
支
し
ま
す



写真…市民体育館で運動を楽しむ皆さん

誰にいくら？ 定額給付金

2月1日に市民 なら全員が対象

定額給付金の給付対象者は2月1日（基準日）現在で本市の住民基本台帳に記録されている方です。2月1日に本市に住所を置いている方であれば子どもから高齢者まで全員が対象になります。

例えば1月末に本市に引越してきた方で、市役所への転入届けを2月上旬にしてしまった場合でも、転入の日が2月1日以前であれば本市での給付の対象になります。

1人1万2千円を給付 子どもと高齢者は2万円

給付金額は1人につき1万2000円です。ただし2月1日現在で65歳以上の方（昭和19年2月2日以前に生まれた方）と18歳以下の方（平成2年2月2日以後に生まれた方）は1人につき2万円が給付されます。

受け取りは世帯主が代表で

定額給付金の受給権者はその世帯の世帯主です。例えば夫婦と子ども2人の4人世帯であれば、4人分の給付金を世帯主が代表して受給することになります。

外国人登録原票に登録されている方の場合には本人が受給権者になります。

景気の後退や、それに伴う苦しい生活の状況が叫ばれる中、国は生活支援や地域経済の活性化、多数の子どもを育てている世帯の負担に配慮し「定額給付金」と「子育て応援特別手当」の給付を予定しています。今回は、これらの給付対象者や申請方法などについてお知らせします。

■給付金と特別手当の全体の概要はこちら■

	定額給付金	子育て応援特別手当
問い合わせ先	まちづくり振興課 (☎52-2116)	子育て支援担当 (☎52-2169)
対象	2月1日現在で次のいずれかに該当する方 ①本市の住民基本台帳に記録されている方 ②本市の外国人登録原票に登録されている特別永住者または在留資格を有して在留している方	2月1日現在で次のいずれかに該当し、下欄の対象児童がいる世帯 ①本市の住民基本台帳に記録されている世帯 ②本市の外国人登録原票に登録されている特別永住者または在留資格を有して在留している世帯
対象児童		3歳～18歳の子どもを2人以上養育している世帯の、3歳～5歳の第2子以降の子ども
受給者	世帯主 ※外国人の場合は給付対象者	世帯主
1人当たりの給付額	1万2,000円。ただし2月1日現在で次の年齢の方は2万円 ①65歳以上の方 ②18歳以下の方	3万6,000円
申請方法	郵便申請または窓口申請 ※市が対象世帯の世帯主あてにお送りする申請書で申請することになります ※申請をしないと受給することができません。ご注意ください	左と同じ
給付方法	口座振替 ※銀行等に口座がないなど、口座振替ができない事情のある方には窓口で現金を給付します	左と同じ
申請受付期間	受け付けを開始した日から6カ月間	左と同じ



写真…川貫保育園の子どもたち

誰にいくら？ 子育て応援特別手当

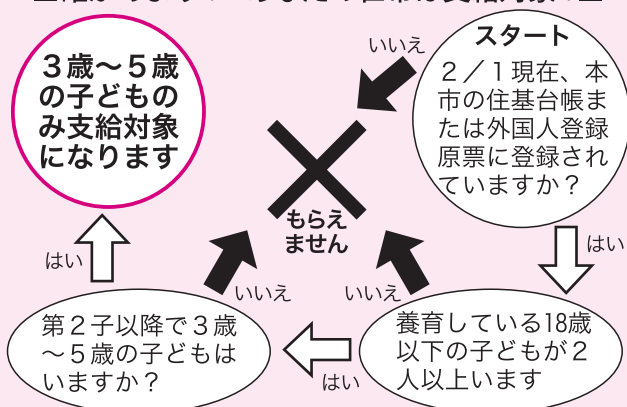
給付は支給対象の 子どもがいる世帯

子育て応援特別手当は、たくさんのお子さんを養育している世帯に支給されるものです。対象は2月1日（基準日）現在で本市の住民基本台帳に記録されている「支給対象となる子ども」がいる世帯です。

定額給付金と同様に外国人登録原票に登録されている外国人の方も対象になります。

■支給対象の子どものは3支給対象となる子どもは3

■確かめよう！ あなたの世帯は支給対象？■



■こういう場合はどうなるの？■

例1	第3子のみ支給	例2	第2子のみ支給
第1子 19歳	第2子 5歳	第1子 9歳	第2子 5歳
支給×	支給×	支給×	支給○
	第3子 4歳	第3子 1歳	支給×
	支給○		

自分の世帯が対象になるかどうか分からないときは子育て支援担当までお問い合わせください。

1人3万6千円 受け取りは世帯主

定額給付金と同様に受給権者はその世帯の世帯主です。支給額は対象となる子ども1人につき3万6千円。対象となる子どもが2人いる世帯であれば7万2千円が定額給付金のほかに支給されることとなります。

子育て応援特別手当